

# 您好 神奈川

日本神奈川県

こんにちはは神奈川県

2007年 春季刊 第3号 (第15年)

— 「こんにちはは神奈川県」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—  
— “您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

## 小学校・中学校の入学案内は届いていますか？ 小学、初中的入学指南收到了吗？

4月2日現在で満6歳または満12歳に達している児童は、国籍を問わず、希望すれば、4月から公立の小学校又は中学校の新入生として入学することができます。

### 【日本語での問い合わせ】

各市町村教育委員会就学事務担当窓口 または、県教育局子ども教育支援課 電話：045-210-8223

4月2日満6歳或満12歳の児童, 无论国籍, 均可根据希望, 从4月开始作为新生进入公立小学或初中。有关新入学的事宜如有不明之处, 请予以询问。

### 【日语问讯处】

各市町村教育委员会就学事务担当窗口 或  
县教育局儿童教育支援课 电话：045-210-8223

## 特別支援学校（盲・聾・養護学校）への就学に必要な経費を補助します 对于就读特别支援学校（盲、聋、养护学校）的学生提供必要的经费补助

特殊教育就学奨励費は、保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を国と県が補助するものです。

- 対象者：県内の県立、市立、私立の特別支援学校（盲・聾・養護学校）へ通う幼児、児童、生徒の保護者等
- 対象経費：教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費、通学用品購入費
- 補助金額：通学している学校の学部や世帯の所得等によって、対象経費や補助率が異なります。
- 申請方法：通学している学校へ必要な書類を提出してください。

【日本語での問い合わせ】  
県教育局子ども教育支援課 電話：045-210-8217  
または通学している学校の事務室まで

特殊教育就学奨励費是为了减轻监护人等的经济负担, 由国家与县里提供就学必要的部分经费的补助。

- 対象：就读于县内县立、市立、私立的特别支援学校（盲、聋、养护学校）の幼児、学生の监护人等
- 対象経費：教科用图书购入费、学校供食费、交通费、宿舍居住经费、修学旅行费、学习用品购入费、上学用品购入费
- 補助金額：根据就读学校的学科与家庭收入等, 对象经费与补助率有所不同。
- 申請方法：请向就读的学校提出必要的文件。

### 【日语问讯处】

县教育局子女教育支援课 电话：045-210-8217  
或就读学校的事务室

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-321-1339（木曜日、第4火曜日）9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口  
汉语：045-321-1339（星期四、第4星期二）9时～16时

# 2007年度から個人住民税の納税額が変わります 从2007年度起个人住民税纳税额有所变更



地方自治体が、住民にとって真に必要なサービスを効率的に行えるよう、国税である「所得税」の一部（3兆円規模）を地方税である「個人住民税」（個人県民税及び個人市町村民税）へ移すこと（税源移譲）になりました。

このため、個人住民税の「所得割」の税率が現在の3段階（5%、10%、13%）から一律10%に変わります。

## ●3つのポイント

- ① ほとんどの方は、所得税は減少、個人住民税は増加しますが、所得税と個人住民税を合わせた税負担は、基本的には変わりません。
- ② 所得税が減少し、個人住民税が増加する時期は、給与所得者と事業所得者とでは異なります。
- ③ 2007年度は税源移譲による負担額の総額は変わりませんが、定率減税の廃止や本県独自の水源環境保全・再生のための個人県民税の「超過課税」による税負担の増加があります。（下記参照）

【日本語での問い合わせ】 県税務課 電話：045-210-7490  
 县市町村課 電話：045-210-3191

地方自治体为了更有效地对住民提供必要的服务，特将国税“所得税”的一部分（3万亿日元左右）转向地方税“个人住民税”（个人县民税及个人市町村民税）（转移税源）。为此，个人住民税的“所得比例”的税率从现在的3个等级（5%、10%、13%）一律变为10%。

## ●3个重点

- ① 大多数的人都是所得税减少、个人住民税增加；但所得税与个人住民税相加的税费负担基本不变。
- ② 所得税减少、个人住民税增加的时期，工资所得者与事业所得者有所不同。
- ③ 2007年度转移税源后的负担额总额不变，但由于定率减税的废除与本县独自的水源环境保护、再生的个人县民税“超过课税”形成的税费负担会有所增加（参照下記）。

## 【日语问讯处】

县税务课 电话：045-210-7490  
 县市町村课 电话：045-210-3191

# 水源環境保全・再生のための取組みが始まります 开始进行水源环境保护、再生的对策

県民の皆様が日々の生活で利用する水は、ダム湖をはじめとする県内の水源により賄われています。しかし、その水を育む水源環境は今、森林の荒廃や上流域における生活排水対策の遅れなどによって深く傷ついています。

そこで、県では、水源環境の保全・再生に向けた新たな取組みを2007年度からスタートさせることとし、この取組みを進めるため、新たに必要となる財源として、個人県民税の超過課税を県民の皆様にお願することとなりました。

## ●新たな税制の概要

- ① 実施期間：2007年4月1日から5年間
- ② 税率：均等割に年300円上乗せ、所得割に0.025%上乗せ
- ③ 納税者一人当たりの平均負担額：年額約950円

## 【日本語での問い合わせ】

施策について 県土地水資源対策課 電話：045-210-3106  
 税制について 県税務課 電話：045-210-7490

各位县民日常生活所利用的水，是由水库湖等县内水源予以提供。但是，有关育水的水源环境现在却因森林的荒废与上流域生活排水对策的迟缓等，受到了深深的损害。

因此，县里从2007年度开始保护、再生水源环境的新对策，为了推进这些对策，新的必要的财源就是个人县民税的超过课税，请各位县民多多关照。

## ●新税制の概要

- ① 実施期間：从2007年4月1日起5年
- ② 税率：在均等比例额之上每年增收300日元、所得比例上升0.025%
- ③ 纳税人人均负担额：年额约950日元

## 【日语问讯处】

有关措施 县土地水資源对策课 电话：045-210-3106  
 有关税制 县税务课 电话：045-210-7490

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
 中国語：045-321-1339（木曜日、第4火曜日）9時～16時

【日语以外の问讯处】 县外籍县民咨询窗口  
 汉语：045-321-1339（星期四、第4星期二）9时～16时

# 自動車税についてのお知らせ

## 关于汽车税的通知

自動車税とは、自動車をお持ちの方が負担する県の税金です。

### ● 納める方法・時期

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送られてくる納税通知書により、5月31日までに納税通知書の裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストアなどで納めます。

### ● 納める額

自動車の種類、用途、排気量、積載量などにより、それぞれ1年分の税額が決められています。

### ● 名義変更

自動車を売ったときなどは、名義変更をしましょう。これを忘れると、自動車を持っていないのに税金がかかることがあります。

### 【日本語での問い合わせ】

お近くの県税事務所 または、  
県自動車税管理事務所 電話：045-716-2111  
県税務課 電話：045-210-2321

汽车税是指持有汽车者负担的县里的税金。

### ● 缴纳方法、时期

4月1日时持有汽车者，应根据5月寄送来的纳税通知书，于5月31日为止到纳税通知书背面记载的金融机构与便利店等缴纳。

### ● 缴纳金额

根据汽车种类、用途、排气量、装载量等，分别确定1年的税额。

### ● 过户

出卖汽车等时，须办理名义变更手续。如忘办手续，对已出卖汽车的人也会征收税金。

### 【日语问讯处】

附近的县税事务所 或  
县汽车税管理事务所 电话：045-716-2111  
县税务课 电话：045-210-2321

# 緊急のとき、こまったときの行動マニュアル配布中

## 紧急事态下或处于困境时的行动指南手册分发中

「緊急のとき、こまったときの行動マニュアル」は、地震など、緊急のときにあわてずに行動できるよう、対応方法や緊急連絡先をコンパクトにまとめたポケットサイズのマニュアルです。

次のところで無料で配布しています。

- 配布場所：外国人登録窓口や外国人相談窓口等
- 言葉の種類：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語

### 【日本語での問い合わせ】

県国際課（かながわ自治体の国際政策研究会事務局）  
電話：045-210-3748

“紧急事态下或处于困境时的行动指南手册”是为了地震等紧急时不必仓皇行动，将对应方法与紧急联系地址等汇总的袖珍型手册。

在下列地点免费分发。

- 分发地点：外国人登记窗口与外国人咨询窗口等
- 文字种类：日文、英文、中文、韩国・朝鲜文、西班牙文、葡萄牙文、他加禄文、泰文、越南文、老挝文、柬埔寨文

### 【日语问讯处】

县国际课（神奈川自治体的国际政策研究会事務局）  
电话：045-210-3748



\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-321-1339（木曜日、第4火曜日）9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口  
汉语：045-321-1339（星期四、第4星期二）9时～16时

# 飲酒運転は絶対にやめましょう！ 絶対禁止酒后驾驶！

飲酒運転による悲惨な交通事故が多発しています

アルコールは、酒に強い人でも判断力が低下します。特に車の運転では、自分で思っている以上に人や車の見極めが遅れて、事故を引き起こします。また、アルコールは長く体内に留まるため、飲んだ翌日も飲酒運転になることもあります。

「少しなら」という安易な気持ちから取り返しのつかない悲惨な事故を起こすと、幸せな生活は一瞬でこわれます。家族を奪われた被害者遺族の悲しみは、加害者への刑罰や賠償金でいやすことはできません。

事故を起こした人も損害賠償責任や職場からの解雇など、社会から厳しい制裁を受けます。

また、運転者にお酒を提供した人や運転をとめなかった人、車に同乗した人も罪を問われることがあります。

一人ひとりが「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識をもち、飲酒運転をなくしましょう。

**【日本語での問い合わせ】** 県交通安全対策課  
電話：045-210-3555

酒后驾驶造成的悲惨交通事故有所多发

酒精将大大降低人的判断力，即使是酒量很大的人。特别是汽车驾驶时，人对路面的反应会变的比较慢，由此引发事故。另外，酒精长期停留在体内，也有喝酒后翌日又发生酒后驾驶的情况。

“喝一点儿没关系”——以这样轻浮的心态，造成无法挽回的悲惨事故，幸福生活一瞬间就会破灭。被夺去家人的受害者遗属的悲痛，仅仅靠对加害者的刑罚与赔偿金是难以抹平的。

引发事故的人也会因损失赔偿责任与工作单位的解雇等，受到社会上的严厉制裁。

另外，向司机提供酒的人与未制止其驾驶的人，同时乘车的人也会被追究责任。

每个人都要具有“酒后不驾驶、不使人驾驶、不允许驾驶”的意识，杜绝酒后驾驶。

**【日语问讯处】**

县交通安全对策课 电话：045-210-3555



## あーすフェスタかながわ 2007 のお知らせ 神奈川地球节 2007 的通知

様々な国や地域の文化などを理解し、ふれあうため、「あーすフェスタかながわ」を今年も開催します。

入場は無料です。ご家族やお友達とぜひご来場ください。

また、このイベントの企画にも参加しませんか。

- **開催日程**：2007年5月19日(土)、20日(日)
- **開催場所**：地球市民かながわプラザ他 (JR根岸線「本郷台」駅より徒歩3分)
- **開催内容(予定)**：世界の料理を味わえる屋台村、民族音楽&舞踊ステージ、体験しながら楽しく学ぶワークショップなど

**【日本語での問い合わせ】**

あーすフェスタかながわ 2007 実行委員会事務局 (県国際課)  
電話：045-210-3748

为了各国与地区文化等的相互理解、交流，今年也举办“神奈川地球节”。

免费入场。请带朋友和家人一起前来。

另外，也请参加该活动的规划。

- **举办日程**：2007年5月19日(星期六)、20日(星期日)
- **举办地点**：地球市民神奈川广场等 (从JR根岸线“本郷台”站步行3分钟)
- **举办内容(预定)**：可以品尝世界餐饮的“屋台村”、民族音乐和舞蹈舞台、可以一边体验一边学习的创作室等

**【日语问讯处】**

神奈川地球节 2007 实行委员会事務局 (县国际課)  
电话：045-210-3748

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-321-1339 (木曜日、第4火曜日) 9時～16時

**【日语以外的问讯处】** 县外籍县民咨询窗口  
汉语：045-321-1339 (星期四、第4星期二) 9时～16时

次号(夏・秋号)は、2007年7月に発行予定です。  
**【編集・発行】** 神奈川県国際課 TEL：045-210-3748

下一期(夏・秋季号) 预定于2007年7月发行。  
**【编辑・发行】** 神奈川県国際課 电话：045-210-3748